

消費税率引き上げへ

首都圏は、ようやく厳しかった残暑も納まり、過ごしやすい日々が続いています。街ゆく人々は、上着やセーターを羽織るなど、秋本番らしい装いとなっています。北海道や東北など北の各地からは紅葉の便りも届いていますが、神奈川県鎌倉市や東京都江戸川区の葛西臨海公園の銀杏並木などは、列島を縦断した台風24号による塩害の影響から、黄色く色付く前に茶色く変色し、枯れてしまっているそうです。これから紅葉の見頃を迎え、例年多くの見物客で賑わう名所にも、思わぬ台風被害をもたらしているようです。

さて、安倍首相は、今月15日の臨時閣議において、予定通り来年10月から消費税率を8%から10%へ引き上げる意向を表明しました。そして、前回の3%引き上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員して、増税により経済に影響が及ぶことのないよう、全力で対応するとしました。

具体的には、消費税率2%の引き上げによる税収の半分を国民に還元するとし、来年10月から、認可・無認可を合わせて幼児教育の無償化を実施すること。軽減税率を導入し、家計の4分の1を占める飲食料品について、消費税率を8%のまま据え置くこと。消費税率引き上げ前後の消費を平準化するため一定期間に限り、中小小売業者に対してポイント還元の手法による支援を行うこと。消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について、購入にメリットが出るよう、税制・予算で措置を講じること。の4項目を示しました。

また、消費増税に伴う薬価の改定については、昨年9月に実施した薬価調査の結果を踏まえた価格の見直しとともに、増税分の2%を上乗せすることとなります。厚生労働省は、この改定について10月からの消費増税に伴うものであり、その対応は「半年分が妥当」との見解を示しているものの、実施時期に関しては明確にしていません。医薬品製造販売業界や医薬品卸売業界等の関係団体は、薬価調査に基づく改定が4月に先行して実施されるのではとの懸念を抱き、消費税率の見直しに伴う改定であり、10月の増税時に同時に行うことを強く求めています。消費増税に伴う改定であることは、骨太の方針2018にも明確に示されており、業界の要望は至極当然ことと受け止めています。仮に1年に2回の改定が行われることとなれば、病院・診療所や保険薬局等の医療提供施設にも過度な事務的負担を強いることが予想されます。これから年末の予算編成に向けて、政府・与党内で様々な議論が交わされるものと思われませんが、業界の要望に沿った改定が行われるよう、その働きかけを強めて行かなければと思っています。